

令和6年度労働報酬下限額

(1) 工事又は製造の請負契約（条例第6条第1項第1号関係）〔単位：円（1時間当たり）〕

No	職 種	労働報酬下限額	No	職 種	労働報酬下限額
1	特殊作業員	2,610	27	普通船員	2,740
2	普通作業員	2,470	28	潜水士	4,410
3	軽作業員	1,720	29	潜水連絡員	—
4	造園工	2,610	30	潜水送気員	3,400
5	法面工	3,090	31	山林砂防工	2,970
6	とび工	2,990	32	軌道工	4,530
7	石工	—	33	型わく工	3,170
8	ブロック工	3,250	34	大工	2,940
9	電工	2,580	35	左官	2,890
10	鉄筋工	2,840	36	配管工	2,530
11	鉄骨工	2,740	37	はつり工	3,240
12	塗装工	2,920	38	防水工	2,920
13	溶接工	3,250	39	板金工	3,150
14	運転手（特殊）	2,710	40	タイル工	—
15	運転手（一般）	2,470	41	サッシ工	3,220
16	潜かん工	3,940	42	屋根ふき工	—
17	潜かん世話役	4,740	43	内装工	3,300
18	さく岩工	3,250	44	ガラス工	3,000
19	トンネル特殊工	4,730	45	建具工	—
20	トンネル作業員	3,300	46	ダクト工	2,700
21	トンネル世話役	4,840	47	保温工	2,990
22	橋りょう特殊工	3,690	48	建築ブロック工	—
23	橋りょう塗装工	3,610	49	設備機械工	2,930
24	橋りょう世話役	4,480	50	交通誘導警備員 A	1,860
25	土木一般世話役	2,930	51	交通誘導警備員 B	1,540
26	高級船員	3,350			

(注) 石工、潜水連絡員、タイル工、屋根ふき工、建具工、建築ブロック工については、兵庫県の設計労務単価の設定が無い場合、当該職種に該当する労働者等について、事前に既存職種の労働報酬下限額で合意を得ること。

(注) この表に掲げる職種に該当する労働者等のうち、見習い、軽作業等を行う者については、1,053円とする。ただし、使用者が当該労働者等の合意を得た場合に限る。

(2) 工事又は製造以外の請負契約及び指定管理協定（条例第6条第1項第2号関係）

労働報酬下限額	1,053円（1時間当たり）
---------	----------------

※なお、上記両契約において、労働報酬下限額が兵庫県最低賃金の時間額を下回った場合は、当該最低賃金額とする。ただし、10円未満の端数がある場合には10円単位に切り上げる。